**第二条**　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　横浜地方法務局厚木支局管内神奈川県秦野市に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、横浜地方法務局西湘二宮支局で取り扱わせる。

第七条第四項を削り、同条第五項中「御前崎市御前崎、白羽及び港、牧之原市並びに」を「牧之原市及び」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十六条中「、富岡出張所及び須賀川出張所」を「及び富岡出張所」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

**○厚生労働省令第百三十一号**

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一毒物の項第九号及び第十号を次のように改める。

九　二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

十　削除

別表第一毒物の項第二十号及び第二十号の二を次のように改める。

二十　ヘキサキス（β・β―ジメチルフエネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フエンブタスズ）及びこれを含有する製剤

二十の二　ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第十一号の九中(79)を削り、(80)を(79)とし、(81)から(146)までを(80)から(145)までとする。

別表第一劇物の項第五十二号から第五十八号の三までを次のように改める。

五十二　二―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

五十三から五十八の三まで　削除

別表第一劇物の項第六十一号を次のように改める。

六十一　沃化メチル及びこれを含有する製剤

**附　則**

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

**○環境省令第二十八号**

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、環境省定員規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日　環境大臣　細野　豪志

環境省定員規則

（本省及び原子力規制委員会の定員）

**第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 本省 | 一、五三七人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 原子力規制委員会 | 四七三人 | 事務局の職員の定員とする。 |
| 合計 | 二、〇一〇人 | |

（本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員）

**第二条**　本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員は、前条に定める本省または原子力規制委員会の定員の範囲内において、環境大臣が別に定める。

**附　則**

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

# 告示

**○法務省告示第三百十五号**

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣　滝　実

| 登記所 | 指定の効力が生ずる日 |
|---|---|
| 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務（横浜地方法務局の事務に限る。）が横浜地方法務局湘南支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の横浜地方法務局西湘二宮支局 | 平成二十四年十月九日 |
| 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十二号）の規定によりその商業登記の事務（福島地方法務局須賀川出張所の管轄に属する事務に限る。）が福島地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福島地方法務局郡山支局及び白河支局 | 平成二十四年十月九日 |

**附　則**

この告示は、平成二十四年九月二十一日から施行する。

**○法務省告示第三百九十六号**

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十一日　法務大臣　滝　実

住所　愛知県名古屋市名東区つつじが丘401番地
朴誠治　昭和49年7月12日生

住所　山梨県笛吹市一宮町坪井591番地5
朴久美子　昭和51年2月27日生

住所　山梨県山梨市南1211番地2
朴秀治　昭和53年6月6日生

住所　福井県坂井市丸岡町新九頭竜2丁目34番地1
白勝妤　昭和19年1月19日生

住所　福岡市博多区千代3丁目45番1―418号
朴照子　昭和23年1月8日生

住所　岩手県北上市藤沢17地割289番地
沈幸惠　昭和33年2月7日生

住所　横浜市金沢区六浦東2丁目10番7号
朴美世　平成2年5月31日生

住所　広島市安佐南区緑井7丁目19番30―301号
金永韓　昭和44年11月30日生

住所　広島市南区向洋本町25番11―401号
裵勇二　昭和43年1月15日生

住所　広島市東区牛田早稲田4丁目5番31―903号
李賢映　昭和60年2月4日生

住所　広島市中区舟入南5丁目5番23―408号
金孝司　昭和49年2月26日生

卞治衣　昭和49年9月30日生